

第21回北広島市子どもの権利条例検討委員会議事録

日時：平成20年3月24日（月）18：00～

場所：芸術文化ホール活動室

配布資料 ①「子ども権利条例」検討委員会ニュース
②条例素案（追加・修正）

議事録

委員長挨拶：

本日の議題は、次第のとおりです。各委員会の現状を知りたいのでご報告を願いしたい。

子ども小委員会：

前回第4回までの子ども会議の事をお話ししましたが、子ども達の要望で最後の締めを、ということで第5回目を2月24日に開催しました。内容につきましては、担当から報告します。

担当委員：

子ども達から4回目の時に言えなかった意見などをまとめました。

子ども達からは3点出ました。

1点目は、相談する所です。相談所は、相談員の顔写真をパンフレット等に貼ってほしい。自己紹介などもつけて、自分たちがどのがいいか選べるといいという意見がありました。また、相談した内容が漏れたら困るという理由で、「学校の相談室では誰にも言わないで」といっても担任の先生に伝わってしまう事があるという意見で、違う場所がいいという意見です。

2点目は、子どもたちが無料で集まって遊べる所があるといい。

いつも外で遊べるわけではないので、温かい飲み物がある場所、自動販売機もある場所。旭川のように木のおもちゃで遊べる場所があるといいという意見がでした。

3点目。トイレについて。

公園にはトイレがない。あっても汚い。学校のトイレも洋式にしてほしい。石狩市の緑苑台小学校がありますがそこのトイレはとてもキレイでした。学校のトイレも全学年が掃除していれば汚さないようになるのではないか。又、幼稚園のトイレは男女が一緒だったり、しきりが低くて隣がのぞけたり、大人の都合で作られたのではないかという意見がでした。

その他に、子ども会議の4回目終了後にファシリテーターお木村さんと一緒に検討委員が懇談をしましたが、このときに障害のある子や不登校の子について、今まで話題に上がらなかつたのでそういう話しも進めてみてほしいということで、話をしました。

障がいがあってもサポートがあればできることが沢山あるのではないか、誰かが側にいればいいのではないか。学校のトイレも障がい児が使うと汚れていることがあると話がでした。それに関して教えてあげればいいのではないか。子ども達はこの会議に参加できて良かったと言っていました。

委員長：

大人の目線では気づかない所を含めて子ども達から色々な意見が出たようです。日常的に嫌だと思っ

ていることがあるのだと感じました。改めて質問があれば・・・

委員 :

学校について、学校の教材を新しくしてほしい。というのがあります。

担当委員 :

地図など古い物、3～4年前の物を使っているということです。

委員長 :

子どもたちは市が条例を考えているということについて何か言っていましたか。

担当委員 :

子どもたち自身は市が条例を考えているということについては知らないようでした。

でも、最後に終わりのゲームをしながら参加した感想を言ってくれた中に、是非自分たちが言った意見を取り入れた条例になってほしいなということは言っていました。分かりやすい条例にとも言っていました。

委員長 :

続きまして、啓発小委員会から報告願います。

啓発小委員会 :

本日配布しております「検討委員会ニュース」をご覧ください。以前から懸案となっていました「検討委員会ニュース」ですが、3月19日に市役所の窓口に配布いたしました。

委員 :

各出張所だけで小・中学校には置かなかったのでしょうか。

担当委員 :

予定では、置くはずでしたが、時期的にずれましたので、学校には置きませんでした。

委員 :

権利条例検討委員会ニュースは読み手の対象者は大人なのでしょうか、子どもなのでしょうか

担当者 :

始めは子ども向け、大人向け、色々考えたのですが、どちらにも分かっていただけるのではないかと思っています。

委員 :

このニュースは大人を対象にしたから置いた場所が各出張所だったのかなと感じました。小学校にも置く予定だったと聞くと、小学生向けにしてはふりがなをふっているわけではないし、読み手は誰かな？と思いまして。

担当者 :

文章的にも小学生にも分かるようにと考えたのですが、なかなか難しい。ふりがなについて、小学生向けの言葉など考えなければいけないと思っています。

委員 :

ルビだけだったらパソコンができるが小さくなってしまう。こういうニュースは難しいと思う。誰を対象にこれを知らせていくのか、というのが一番根幹にあるべきだと思います。

大人だけだったら難しい言葉が並んでも、「こうですよ」となりますが、子ども向けであれば、中身をもっと子どもが分かりやすく考えて、できれば意見も反映されるような中身になっていかなければな

らない。次号発行する際には、啓発小委員会の方で検討していただきたい。ただ、今までなかつたものを発行したというのは、いいことだと思います。

委員長：

ちなみに、札幌は組み込みがいいから中身は良さそうに見えるが、文章的にもお役所的で決していいとは言えなく、うちの方が柔らかいので、いいと思います。

啓発小委員会の場合はこの後どのようなプログラムになってますか？

担当委員：

フォーラムを、という話しがありましたので、取り組んでいきたいと考えています。

委員長：

フォーラムですが、対象者はどうなりますか。それは子ども対象にやる場合もあるでしょうし、一般市民向けにお知らせの場合もあるのではないかと個人的には思っています。大変だとは思いますが、子ども向け、一般向けで検討課題としていただきたいと思います。

次に、起草小委員会から報告願います。

起草小委員長：

起草小委員会は3月11日に集まりました。子ども会議の報告の文書がニュースの中に詳しく載っていますが、子ども会議の時に出された意見について、条例の素案の中に書き込まれているか、子どもから出された観点が書き込まれているかを確認することを行いました。

結論を先に言いますと、子どもたちから出された意見については、盛り込まれているのではないかと思います。

まず、第4回子ども会議の中から出された、「子どもがもっと暮らしやすい市にしてほしい」これに対する対応は、おそらく条例全体がこれに対応するのではないかと考えています。

次の「色々な場所がもっと安全だったらしいな（学校等）」と「不審者等がいなくなるように」ですが、これは条例素案の第6条の中で、特にあらゆる危険から身が守られる、あらゆる権利の侵害から逃れるというところが、この部分に対応するのではないかと考えます。

二番目の「子どもについて」

「子どもがもっと安心する、子どもがもっと守られるように」についてもやはり第6条の守られる権利がこの内容に対応するのではないかと思います。

「自由が得られる。」「子どもの意見をもっと聞いてもらえる。」「反映されるように。」については、第7条の中で、周りの意見を参考にしながら自分の将来を決めること、自分の幸せな未来に向けて色々情報を知るあたり。そして、8条全体が今の部分に対応するのでは。

三番目の「大人について」

「大人がもっと心の広い人間であればいいのになあ」、これは色々対応する場所があるのではないかと思うのですが、第6条の7項で「子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと」という部分、第7条第4、5項の「成長に応じた主体性を身につけること」、「周りの人たちの意見を参考にしながら自分の将来を決める」このあたりで対応できると思います。

「先生達がもっと子ども達に目を向けてほしい」、これは色々解釈できるような意見なのですが、「先生方」ということですから、第13条の「育ち、学ぶ施設」ということで、施設関係者は子どもに様々な権利を保障しなければなりません。と、この辺が該当すると思われます。「目を向けてほしいという」のは、例えばもしかしたらいじめを受けているのかもしれないし、様々な意見だと思います。

四番「学校について」

「学校がもっときれいになる」「学校の教材をもっと新しくしてほしい」というところですが、これは意見表明権に対応するのではないか。第8条第1項、ここで扱っている事柄を直接対応するかどうかは、「やや弱いかな」とは思いますが、意見表明権が対応するのではないかと思います。

「学校がもっと安心できる場だったら」については、第21条に「子どもの居場所」というのがあるが、これが関わるのではないかと。さらに13条の3項「学校においては人権教育および子どもの権利について学ぶ機会を設けます」こういう風に学ぶ機会が増えると学校がもっと安心できる場になるのでは、と思われます。

五番「道路について」

「信号がもっと増えてほしい」「道路がもっとキレイになってほしい」安全であってほしいという事だと思いますので、第6条の「あらゆる危険から身が守られる」が対応すると思います。

六番「公園について」

「公園の落書きを消してほしい」「公園の遊具がもっと増えてほしい」これも第21条「子どもの居場所」が対応します。

七番「法律をもっと分かりやすく楽しく教えてほしい」

これは、「知る権利」に対応すると考えられるのですが本来ならば第2章の「子どもの権利」に入っているべきなのかもしれません、第3章第13条3項で、人権教育の中で分かりやすく教えてもらえると考えられるのではないか。

「子どもにキャップの事をもっと教えてあげる」ですが、人権教育のプログラムとか、子どもの安全を守る為のプログラムが様々ありますので、たまたまキャップの事を教える機会が「権利について知る」ということに対応すると思います。

八番「お店や場所」

「入院とかいっぱい治療できる病院を作ってほしい」ですが、これは安心して生きる権利で、第5条が対応しています。

「花ホールのようなみんなが集まる所を増やしてほしい」については、「子どもの居場所」にあたり、子どもの権利の中で第7条7項の中に「ほっとできる居場所を確保される事」というのが追加されています。

「老人ホームを増やしてほしい（お年寄りが集まる場）」については、これはどういう脈絡で出てきたのか不明ですが、子どもたちだけではなく色々な立場の人が暮らしやすいという事だと思います。

「子どもが集まる場所を作ってほしい」「安心できる所をもっと増やしてほしい」については、やはり居場所に関わる事だと思います。

「最後に駅から来る所にも店を作ってほしい」については、一人で遠いところまで行くのが安心して行けない。安心できるようにしてほしいという事かもしれないと解釈し、あらゆる危険から身を守られるということも関係しているのかなという意見です。

一つ一つの項目について、とりあえず観点としては含まれています。表現とかについては、まだまだこれからです。

起草委員会に、「障がいのある子どもの権利についてのお願い」ということで出してもらった意見があり、それについて検討しました。色々な考え方があると思いますが、今日配布しました条例素案の中の第9条という事で新しく起こしました。

ここには、障がいのある、ないだけでなく、色々な意味で権利を奪われやすい立場の人が、差別されないように第1項～第5項からなる第9条を追加しました。

委員長：

子ども委員からの提起について、観点としてすべて盛り込まれているということですね。みなさんよろしいですか。

私から質問があります。第7条7項に「ほっとできる居場所が確保されること」というのが追加されました、第21条に「子どもの居場所」というので、2項目になりますがこの辺の意味はどうなりますか。

起草小委員長：

第6章は、市の施策としての条文で、第21条として書かれている訳です。「子どもの居場所」というのが、子どもの権利として大事だという意味で、第1章の「子どもの権利」の条文にも含まれるのではないかということで、2項目になっています。

起草委員：

子どもの権利についての条文について、4つの権利で区分するのがいいのか、というのも議論になっています。

副委員長：

起草委員会としては、議論をかなり長い時間、費やしてしてきました。起草委員会以外の委員さんは、議論している時間が少ない状況です。

条例素案は、検討委員みんなで起草していくというのが、目標です。全体の委員会で、前文から議論する機会を設け検討委員会としての意見にしなければならないと考えます。

条文の追加・削除はあくまでも、起草委員会の今までの議論の中で、「こうなった」という事に押されてもらって、今日は救済制度をどうするかということに焦点を当てていただきたい。今日は、素案を持ち帰って、可能であれば次回から全体で権利条例の全体をみなさんと議論すべきと考えます。

委員長：

起草委員会としてイメージしているのは、前文から素案作りの前に1つ1つ、全体の意見を聞いていくという感じですか？

起草小委員長：

全体で合意していかないと前に進めないですから、「子どもの権利」と「救済制度」について、全体の委員会で合意しながら、と考えています。

事務局：

これから救済制度の議論をしますが、起草小委員会にフィードバックする必要があります。起草小委員会で条文の整理を行い、素案として提示しますので、少し時間的余裕をいただきたいと思います。

委員長：

それでは、救済制度に議論を進めます。

救済制度については、子どもの権利条例と救済制度はセットである。そうでなければ意味がない。そういう意見が当然あると思いますが、北広島市の条例には反映させるべきでしょうか。あるいは、かたくなきに救済制度にこだわる必要はないと思われるか？いかがでしょうか。

起草小委員長：

救済制度がないような条例を作っている所もありますが、それが無意味だと言うつもりはありません。でも救済制度がないと、権利が侵害された時にそれが速やかに守ったり、回復したり、人間関係を再構築できるのかと思います。

子どもの権利についての研究者の間でかなり高い評価を受けているような条例を作っている自治体

では、かなりしっかりした救済制度を作っています。子どもの権利条約を作っていく上でも、しっかりしたものを作っていくのが今の流れになるのではと考えます。

委員：

賛成です。ただ、子どもを対象にするには、名称的に分かりにくいかなと思います。

委員：

意味合いを子どもにもっと分かりやすいような言葉であらわすものを作った方だと思います。

委員：

賛成です。学校にある相談室は必要だと思いますが、学校・担任との関係がうまくいっていない子が、自分を通り越して担任と親との話になった時には、第3者が入ることが必要だと思います。

委員：

賛成です。理由は、以前は、市に色々な相談機関があるので整理・統合は市がすればいいとずっと思っていましたが、学習会で、子ども権利条例は権利条例としてきちんと救済制度を作つておかなければ、権利条例として子どもの権利を守る条例にはならないという話しを聞いたからです。

救済委員というのは権限をもって子どもの権利が侵害された時に救済していく専門家です。そういう事案を子どもと相談したり受け付けたりするという意味で相談員は絶対必要だと思います。

名前は堅いかもしれないが、答申書の段階ではそれでいいのではないかと思います。文言として堅くても中身をしっかり意味づけて規定するのであれば救済委員という言葉を使ってもいいのではと思います。かえって曖昧にすることによって任務の曖昧さが露呈されてしまうような気がします。

委員：

必要だと思います。学校じゃない所の方が、時間的にも自分のことを話せると考えます。

気をつけてほしいのは、救済制度はあくまでも子どもがそう思っている事の代弁者だということです。救済委員が裁判所の判事ではないということを強く言いたい。

委員：

あってもいいと考えます。市では、色々な相談機関はありますが、権限がないという状態です。役割分担や連携の仕方を整理しなければ、子どもが使い分ける事ができなくなります。その点を危惧しています。

委員長：

札幌市では、救済委員と別に調査委員があり、更に相談員がある三層構造となっています。問題解決には権限が必要ですが、この制度の根幹は、子どもの訴えを代理するということです。

私が危惧するのは、子どもの被害の時に社会的な認識と対立するは、学校との関係です。子どもは人質であると親は考え、学校、先生に遠慮があります。事がおこったときに、親は自己処理ができない。ですからこういった機関は本当に大事なのです。

兵庫県川西市の例ですが、オンブズ制度が子どもにとって積極的な意義があるかという調査では、市民は98%、保育士91%があると行っているが教職員は69%に落ちる。救済制度ということで、権限を持って事情聴取で学校に来られるのは迷惑だという反応は避けられないと思います。そういう理解も積極的に学校現場の理解を得ながら前に進んでいきたいと考えます。

委員：

窗口がたくさんあって、相談したい人はどこにしていいか分からない。仕事上、相談を受けたとき、プライバシーの問題がでてきます。どこまで責任を持って答えたらいいか分からない。明確な場合なら了解を得て担当部署へ持つていっています。ここからが救済委員の仕事、とより分けするのは難しい。

委員：

イメージとしてオンブズマンや相談員が数名ずつチームにいて、相談員は毎日常駐して相談を受ける。週1～2回で、オンブズマンと相談員が合同で会議をし、こういう相談を受けましたとチェックをして全ての相談をオンブズマンが知っているというイメージです。オンブズマンは子ども関係の専門家ですから適切な判断をする。そして速やかに対応するということです。

教員というのは教育の専門家であって、問題解決の専門家ではありません。それでも自分たちの中でやっていこうとしますが、問題があった時には、第三者に入ってきた方がむしろ解決すると思います。制度が定着して力を発揮していくべき意識も変わっていくのかなと考えます。

委員：

あくまでも、子どもの救済の為に、あるいは子どもたちの問題解決の為に、救済制度があると考えています。子どもの権利条例そのものが子どものためにあるという事であって、裁判官のように判断をする機関ではない。子どもの最善の利益を守る為にどうするかという視点に立って判断していく立場の人と考えます。

委員：

学校現場の取組について、様子が変わってきています。いじめを含めて、子どもが困っている状況にあるときには、チームを組んで、解決するまで対応しています。自分の学校だけで囲ってしまうことをしないようにしています。救済制度で、相談員が調査にこられたときには、情報を共有するということで協力することになります。

委員長：

今までの意見をまとめると、救済制度については異論がないということですね。

委員：

札幌市の三層構造についてですが、子どもが相談するときには、何度も何度も担当者が変わることは苦痛を感じると思います。人権侵害と判断できる専門の人が、速やかに判断することが必要ですので、北広島市では、三層構造は必要ないと考えます。早い段階で子どもを救えたらと考えます。

委員長：

以前、児童養護施設において50%強の児童が虐待を経験していると委員から聞いたことがあり、大変ショックを受けたことを覚えています。オンブズマン制度を有意義に活用できればと考えております。

本日の議論を起草小委員の方で整理して、条文に盛り込んでいただきたいと考えます。

その他ということで、市民委員の方から報告願います。

市民委員：

「札幌市子どもの権利条例」を考える市民集会において、荒牧重人（山梨学院大学法科大学教授）さんの講演があると聞いておりますので、良い機会と思いまして紹介いたします。参加料無料ですので参加してください。

委員長：

次回の日程については、起草小委員での整理に時間的なものがありますので、本日は決定しないで終わります。